

東京都台東区社会福祉法人設立認可審査委員会設置要綱

25台福福第35-4号

平成25年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、東京都台東区長が社会福祉法人の設立を認可するに当たり、当該法人の適格性等を審査するために設置する社会福祉法人設立認可審査委員会（以下「審査委員会」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(構成)

第2条 審査委員会委員は、次の各号に掲げる職にある者をもって構成する。

- (1) 福祉部長
- (2) 教育委員会次長
- (3) 総務部総務課長
- (4) 福祉部福祉課長
- (5) 福祉部高齢福祉課長
- (6) 福祉部介護保険課長
- (7) 福祉部障害福祉課長
- (8) 教育委員会事務局児童保育課長
- (9) 前各号に掲げるもののほか、福祉部長が必要と認める者

(委員長等)

第3条 審査委員会に委員長及び副委員長を各1名置き、委員長は福祉部長の職にある者をもって充て、副委員長は教育委員会次長の職にある者をもって充てる。

(招集等)

第4条 審査委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となり、会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 4 審査委員会は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 5 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 6 審査委員会は、審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 7 審査委員会及び審査資料は、非公開とする。

(庶務)

第5条 審査委員会における庶務は、福祉部福祉課庶務係において処理する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。